

提供日 2022/02/15  
タイトル まん延防止等重点措置の適用の継続に関する国への要請  
担当 危機管理部 危機対策課  
連絡先 危機対策課長  
TEL 054-221-3594



Shizuoka Prefecture

---

本日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長である知事から、政府対策本部長である総理あてに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用の継続に関する要請を文書で行いました。

要請文書は添付のとおりです。